

(案)

和歌山県移住・地域おこし協力隊プロモーション動画等制作業務委託仕様書

この仕様書は、和歌山県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託して実施する「和歌山県移住・地域おこし協力隊プロモーション動画等制作業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務名

和歌山県移住・地域おこし協力隊プロモーション動画等制作業務（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

本県に移住する魅力を伝える動画の制作（以下「移住プロモーション動画」という。）並びに本県の地域おこし協力隊として活動する魅力を発信するプロモーション動画の作成及びメインイメージとなる写真（以下「協力隊プロモーション動画等」という。）を制作し、甲が運営するウェブサイト、SNS、イベントでの配信や甲が作成するチラシの配布により、都市部に在住している20～40歳代の若年層が、本県への移住や地域おこし協力隊活動への意欲を高めることを目的とする。

3. 業務の内容

乙は、本業務の目的及び本県移住者の特徴や多様なライフスタイルと地域おこし協力隊の活動の魅力を理解し、本業務にかかる全ての業務を行うものとする。

制作に関する業務内容は以下のとおりであるが、取材対象者、取材スポット・時期など、業務における重要事項は甲と協議のうえ、決定すること。

(1) 企画

「和歌山で見つける自分らしい生き方」をメインテーマに据え、「和歌山の自然や風土」「田園回帰」の要素を折り込み制作すること。

ア 移住プロモーション動画は、空き家を活用した田舎暮らし実践者、農林水産業従事者、テレワーカー等（転職なき移住者）など3名以上の移住者に取材を行い、多様なライフスタイルについて、表現するものであること。

イ 協力隊プロモーション動画等は、「地域に暮らす人たちとの関わり」と「地域おこし協力隊の魅力」の要素を含み、現役やOB・OGの地域おこし協力隊を取材し、本県での地域おこし協力隊の活動の魅力を表現するものであること。

ウ 年間を通して使用できるものとする。

エ 「2. 業務目的」遂行のため、複数年使用可能なものとする。

(2) 撮影

- ア 制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とする。
- イ 視聴者の心をつかむような映像に仕上げること。
- ウ 撮影場所、撮影時間等を工夫し、必要となる調整及び撮影許可等の各種手続は、乙において行うこと。
- エ 出演者を起用する場合は、権利処理等の手続を乙において実施し、肖像権等の問題が発生しないようにすること。

(3) 規格

- ア 種類・数量は、次のとおりとする。

なお、下表記載の①～⑦はそれぞれ以下「動画等【番号】」（例. 動画等①）という。

	内容	時間	数量
移住プロモーション動画			
①	3 (1) アの各要素を網羅した本編動画	各5分以内	3本
②	①で作成した各動画を編集し、総括した動画	2分以内	1本
③	①をSNS用に編集した動画	各15秒以内	3本
協力隊プロモーション動画等			
④	3 (1) イの各要素を網羅した本編動画	各5分以内	2本
⑤	④で作成した各動画を編集し、総括した動画	2分以内	1本
⑥	④をSNS用に編集した動画	各15秒以内	2本
移住・協力隊メインイメージ写真			
⑦	移住・協力隊プロモーション動画のメインイメージとなる写真		20枚程度

- イ 動画等①、②、④、⑤について画面縦横比を16：9とする。動画等③、⑥についてはスマートフォンで再生することを踏まえ縦型とする。
- ウ 動画等①～⑥の解像度はフルハイビジョン以上とする。
- エ 動画等⑦はデータで提供することとし、JPEG方式とする。

(4) 編集

- ア 動画等①、④には、日本語字幕を挿入すること。
- イ BGM等音楽素材の使用に際しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続は乙において行うこと。
- ウ (3) アの表中記載の動画等①～⑥のいずれについても、映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、甲における内容確認及び修正指示の機会を2回以上設けること。

(5) 成果物

- ア 再生用
動画等①、④をそれぞれ記録したDVD各3枚(計15枚)
- イ ウェブアップロード用
フルハイビジョン形式の動画データ及びモバイル等での使用を想定し軽量化した動画データ、テキストデータ、その他、動画作品に使用した全データを納めたSDカード1枚
- ウ 非圧縮の動画マスターデータ一式(HDD等)
- エ 動画等⑦を納めたSDカード1枚

(6) 納品

- ア 納 期 令和4年7月29日(金)動画等①、④、⑦
令和4年8月19日(金)動画等②、③、⑤、⑥
- イ 納品場所 和歌山県企画部地域政策局移住定住推進課
和歌山市小松原通1-1

4 運営管理

乙は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理(各作業時の進捗状況の把握、甲への状況報告等)を徹底すること。

5 留意事項

- ア 成果物の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、甲に帰属するものとする。また、成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は乙が負うものとする。
- イ 成果物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、甲に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- ウ 甲は、本事業で納品された成果物を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、放送等)することができることとする。
- エ 甲は、乙の承諾を得た場合に限り、和歌山県の移住・地域おこし協力隊の魅力を広く紹介・PRすることを目的に、成果物を加工・編集することができる。
- オ 甲は成果物を、和歌山県の移住・地域おこし協力隊の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。
- カ 甲が認めた第三者が、和歌山県の移住・地域おこし協力隊の魅力を広く紹介・PRすることを目的に、成果物を利用する場合がある。
- キ 業務完了後に、乙の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、乙

は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は乙の負担とする。

ク この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、乙は甲と協議を行うこと。

ケ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、甲又は第三者が損害を受けた場合は、全て乙の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。